

5-1 申告・課税状況

(1) 申告・課税状況

区 分	申告状況		課税状況		
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
取得財産価額	外 3,260	千円 154,430,002	外 2,831	千円 142,903,858	
相続時精算課税適用財産価額	241	5,678,144	235	5,603,263	
債務控除額	1,997	10,185,175	1,725	8,784,588	
暦年課税分贈与財産価額	288	1,604,281	273	1,565,477	
課税価格	3,279	151,527,252	2,860	141,288,010	
相続税額	算出税額	2,995	20,456,580	2,847	20,138,629
	2割加算額	222	199,853	211	199,019
	計	実 2,995	20,656,433	実 2,847	20,337,648
税額控除	暦年課税分贈与税	61	142,355	58	141,974
	配偶者	380	4,004,722	336	3,815,950
	未成年者	30	8,195	18	6,898
	障害者	224	301,626	146	239,538
	相次相続	92	212,800	68	90,013
	外国税額	-	-	-	-
	計	実 759	4,669,699	実 606	4,294,373
差引税額	/		2,513	16,043,275	
相続時精算課税分贈与税額控除額			82	313,845	
医療法人持分税額控除額			4	225,573	
小計			2,502	15,503,857	
農地等納税猶予税額			-	-	
株式等納税猶予税額			-	-	
特例株式等納税猶予額			-	-	
山林納税猶予税額			-	-	
医療法人持分納税猶予税額			-	-	
美術品納税猶予税額			-	-	
事業用資産猶予税額			-	-	
申告納税額			納付税額	2,502	15,533,660
			還付税額	20	29,803
災害減免法第4条による免除税額			-	-	-
遺産に係る基礎控除額	994	53,880,000	827	44,844,000	

調査対象者： 「申告状況」は、令和2年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和3年10月31日までの申告（申告期限が令和3年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「課税状況」は、令和2年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和3年10月31日までの申告（申告期限が令和3年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
 2 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。
 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	申告状況				
	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			
	人	千円	千円	千円	人
平成28年分	2,933	108,681,780	11,750,983	3,248,677	867
平成29年分	2,898	119,270,308	15,822,626	4,585,246	838
平成30年分	3,137	135,341,179	18,992,028	4,012,454	942
令和元年分	3,322	139,930,537	18,463,284	4,548,817	1,007
令和2年分	3,279	151,527,252	20,656,433	4,669,699	994

区 分	課 税 状 況				
	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			
	人	千円	千円	千円	人
平成28年分	2,434	97,163,364	11,347,107	2,618,512	680
平成29年分	2,449	109,180,491	15,541,381	4,214,748	676
平成30年分	2,692	125,743,766	18,803,326	3,806,760	767
令和元年分	2,810	127,818,126	18,139,087	4,159,574	809
令和2年分	2,860	141,288,010	20,337,648	4,294,373	827

区 分	納 付 税 額		還 付 税 額	
	相 続 人 の 数	金 額	相 続 人 の 数	金 額
	人	千円	人	千円
平成28年分	2,085	8,388,605	17	53,872
平成29年分	2,150	10,882,727	23	62,296
平成30年分	2,370	14,583,342	16	34,236
令和元年分	2,412	13,548,186	22	27,726
令和2年分	2,502	15,533,660	20	29,803

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税務署名	申告状況			課税状況			納付税額		還付税額	
	課税価格		被相続人の数	課税価格		被相続人の数	相続人の数	金額	相続人の数	金額
	相続人の数	金額		相続人の数	金額					
	人	千円	人	人	千円	人	人	千円	人	千円
那覇	939	43,821,745	282	791	39,803,675	219	697	4,872,829	4	6,325
宮古島	68	2,289,662	20	53	2,082,351	17	41	110,688	-	-
石垣	83	3,557,250	33	67	3,260,284	26	58	282,529	2	1,372
北那覇	716	32,936,776	225	609	30,570,299	186	523	3,265,516	5	9,971
名護	107	3,358,244	40	87	2,934,447	31	71	141,768	2	4,648
沖繩	1,366	65,563,575	394	1,253	62,636,954	348	1,112	6,860,331	7	7,487
総計	3,279	151,527,252	994	2,860	141,288,010	827	2,502	15,533,660	20	29,803

(注) この表は、「(1)申告・課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 課税状況における申告又は処理の別

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数 人
		相続人の数 人	金 額 千円	相続人の数 人	金 額 千円	
本年分	申 告 額	2,860	141,095,409	2,501	15,500,093	827
	修正申告による増差額	24	290,217	44	45,749	17
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	6 △	97,616	6 △	12,182	3
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 2,860	141,288,010	実 2,502	15,533,660	実 827
過 年 分	申 告 額	238	7,226,511	219	404,581	80
	修正申告による増差額	184	2,142,438	253	383,598	87
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	127 △	1,410,972	169 △	353,364	53
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 538	7,957,977	実 617	434,815	実 184
合 計	申 告 額	3,098	148,321,920	2,720	15,904,673	907
	修正申告による増差額	208	2,432,655	297	429,348	104
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	133 △	1,508,588	175 △	365,546	56
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 3,398	149,245,987	実 3,119	15,968,475	実 1,011

調査対象等： 「本年分」は、令和2年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和3年10月31日までの申告（申告期限が令和3年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までに相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和2年11月1日から令和3年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成30年以前に相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和2年7月1日から令和3年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 -	千円 -	人 24	千円 1,503	人 -	千円 -
過 年 分	106	15,203	80	17,099	7	4,123
合 計	106	15,203	104	18,602	7	4,123

調査対象等： 「(4) 課税状況における申告又は処理の別」と同じである。

5 - 2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格、税額

課税価格階級	申告状況					
	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額	納付税額	法定相続人の数
			千円	千円		
5 千万円 以下	102	3,858,481	243,927	24,050	12,842	302
5 千万円 超	373	26,941,000	728,669	140,489	666,212	1,387
1 億円 "	306	42,704,279	1,385,999	163,316	2,724,081	1,316
2 億円 "	104	25,494,165	1,105,747	336,753	2,981,629	458
3 億円 "	80	30,545,851	1,252,935	581,286	4,511,441	408
5 億円 "	13	7,374,678	579,277	61,020	1,168,450	66
7 億円 "	11	8,670,328	233,678	103,150	1,877,438	52
10 億円 "	5	5,745,869	115,194	194,217	1,558,001	21
20 億円 "	-	-	-	-	-	-
30 億円 "	-	-	-	-	-	-
50 億円 "	-	-	-	-	-	-
70 億円 "	-	-	-	-	-	-
100 億円 "	-	-	-	-	-	-
合計	994	151,334,651	5,645,425	1,604,281	15,500,093	4,010

課税価格階級	課税状況					
	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額	納付税額	法定相続人の数
			千円	千円		
5 千万円 以下	32	1,312,237	203,655	23,550	12,842	76
5 千万円 超	293	21,614,242	728,669	111,785	666,212	1,028
1 億円 "	290	40,629,303	1,351,390	153,716	2,724,081	1,233
2 億円 "	103	25,202,901	1,105,747	336,753	2,981,629	455
3 億円 "	80	30,545,851	1,252,935	581,286	4,511,441	408
5 億円 "	13	7,374,678	579,277	61,020	1,168,450	66
7 億円 "	11	8,670,328	233,678	103,150	1,877,438	52
10 億円 "	5	5,745,869	115,194	194,217	1,558,001	21
20 億円 "	-	-	-	-	-	-
30 億円 "	-	-	-	-	-	-
50 億円 "	-	-	-	-	-	-
70 億円 "	-	-	-	-	-	-
100 億円 "	-	-	-	-	-	-
合計	827	141,095,409	5,570,544	1,565,477	15,500,093	3,339

調査対象等： 「申告状況」は、令和2年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和3年10月31日までの申告（申告期限が令和3年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

「課税状況」は、令和2年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和3年10月31日までの申告（申告期限が令和3年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注） 「5-1 申告・課税状況」と「5-2 課税価格階級別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格階級	申告状況											
	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
5千万円以下	1	20	14	41	14	6	2	1	2	-	1	-
5千万円超	1	37	52	73	104	55	31	14	4	-	2	-
1億円 "	-	14	38	67	66	49	33	21	8	3	4	3
2億円 "	-	7	11	21	18	24	7	8	2	2	2	2
3億円 "	-	2	5	12	14	18	12	12	2	2	-	1
5億円 "	-	1	-	2	2	3	-	4	1	-	-	-
7億円 "	-	-	1	1	3	4	1	-	-	1	-	-
10億円 "	-	-	1	1	-	2	1	-	-	-	-	-
20億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	2	81	122	218	221	161	87	60	19	8	9	6

課税価格階級	課税状況											
	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
5千万円以下	-	12	7	9	2	-	-	1	1	-	-	-
5千万円超	1	37	44	64	74	39	21	10	3	-	-	-
1億円 "	-	13	35	64	64	47	32	21	8	3	1	2
2億円 "	-	7	11	20	18	24	7	8	2	2	2	2
3億円 "	-	2	5	12	14	18	12	12	2	2	-	1
5億円 "	-	1	-	2	2	3	-	4	1	-	-	-
7億円 "	-	-	1	1	3	4	1	-	-	1	-	-
10億円 "	-	-	1	1	-	2	1	-	-	-	-	-
20億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1	72	104	173	177	137	74	56	17	8	3	5

(注) この表は、「(1) 人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		申告状況		課税状況		
		被相続人の数	取得財産価額	被相続人の数	取得財産価額	
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	32	437,756	26	429,489	
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	325	7,425,941	272	6,877,895	
	宅地（借地権を含む。）	886	52,919,041	731	47,874,657	
	内配偶者居住権に基づく敷地利用権	5	39,022	5	39,022	
	山林	53	1,495,083	48	1,403,517	
	その他の土地	556	40,150,664	494	38,739,246	
	計	実	948	102,428,485	実	784
家屋、構築物		800	9,884,017		659	8,510,587
内配偶者居住権		9	43,157	内	8	35,238
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	27	59,242	25	55,009	
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	7	59,524	7	59,524	
	売掛金	8	104,669	7	103,337	
	その他の財産	34	238,410	28	229,356	
	計	実	59	461,846	実	50
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	87	3,136,087	73	2,910,830	
	同上以外の株式及び出資	313	2,963,321	266	2,757,251	
	公債及び社債	21	96,660	18	66,794	
	投資・貸付信託受益証券	91	1,161,145	82	1,133,870	
	計	実	400	7,357,213	実	342
現金、預貯金等		983	24,930,737		819	23,170,768
家庭用財産		242	44,624		201	39,495
その他の財産	生命保険金等	127	2,849,945	108	2,553,221	
	退職手当金等	22	1,029,827	19	994,343	
	立木	-	-	-	-	
	その他の	553	5,280,636	468	4,831,994	
	計	実	589	9,160,408	実	498
合計	実	993	154,267,330	実	825	142,741,186
相続時精算課税適用財産価額		117	5,645,425		112	5,570,544
債務等	債	886	8,979,632	752	7,759,172	
	葬式費用	953	1,202,753	802	1,022,625	
	計	実	973	10,182,385	実	814
差引純資産価額		994	149,730,370		827	139,529,932
暦年課税分贈与財産価額		132	1,604,281		123	1,565,477
課税価額		994	151,334,651		827	141,095,409

調査対象等： 「申告状況」は、令和2年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和3年10月31日までの申告（申告期限が令和3年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。
「課税状況」は、令和2年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和3年10月31日までの申告（申告期限が令和3年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

- (注) 1 「5-1 申告・課税状況」と「5-3 相続財産種類別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。
2 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。